

1 背景と目的

県道木津横田線（南部区間）は、現在、新たなまちづくりの取組を進めている八条・大安寺周辺地区と JR 奈良駅前や奈良町を結ぶ幹線道路の一つであり、今後の奈良観光の主要な動線になることが期待される。また、同路線は、南部の大和郡山市域で国道 24 号と合流し、西名阪自動車道郡山 IC に接続しており、奈良への南からの玄関口の一つにもなっている。

県道木津横田線（南部区間）について、奈良への来訪感を感じられる良好な景観の形成を図ることで、奈良観光の魅力を底上げしていくことを目的として改正を行う。



図1 現行の景観形成重点地区と改正対象とする県道木津横田線(南部区間)

2 対象区間

県道木津横田線（南部区間）

※木津横田線は京都府木津川市から大和郡山市へと続く府県道であり、奈良市内の県道木津横田線（北部区間）は既に景観形成重点地区に指定されて景観形成を図っている。

3 景観形成の方向性

【目 標】
奈良への導入路、奈良観光の周遊路として、奈良への来訪感を演出する景観の形成を図る

【基本方針】

① 雑然とした景観の解消

沿道の建築物等や屋外広告物の景観誘導、歩道空間の拡幅や無電柱化などを通じて、雑然とした印象を与える要素を抑制し、景観の整序を図る。

② まとまり感のある沿道景観の形成

沿道敷地の道路側の緑化推進や道路施設のデザインの統一などにより、一連の道路としてのまとまり感のある沿道景観の形成を図る。

③ 沿道及び周辺の地域資源を活かす

沿道の自然資源や歴史文化資源、若草山・高円山などの山並みへの眺望、史跡大安寺旧境内などの周辺の地域資源とのつながりを活かし、車窓からのシークエンス景観や歩行者目線でのきめ細やかな景観の形成を図る。

目標の実現に向けて、基本方針に基づき、「道路空間の景観整備」、「沿道敷地の建築物等の誘導や緑化推進」、「沿道の屋外広告物の景観誘導」の3点に係る改正を行う。

4 主な改正点

道路空間の景観整備

（奈良市景観計画の改正）
景観重要公共施設の設定

- ・JR 桜井線から大和郡山市との市境までの区間（延長：約 3.3km）を県道木津横田線（南部区間）景観重要公共施設に設定する。
- ・区間内を「奈良中心市街地へのエントランスゾーン」、「まちなか交流ゾーン」、「歴史の道結節ゾーン」、「古都奈良へのゲートウェイゾーン」の4ゾーンに区分し、「景観整備の方針」、「整備に関する事項」、「占用等の許可の基準」を設定して良好な景観整備を図る。

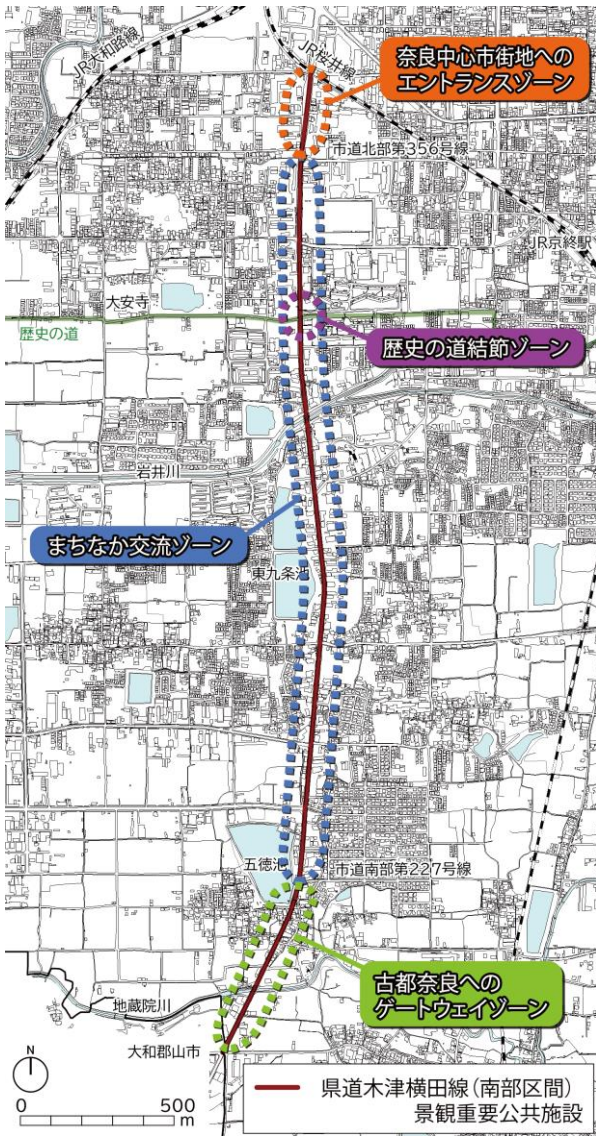


図2 県道木津横田線(南部区間)景観重要公共施設

沿道敷地の建築物等の誘導や緑化推進

（奈良市景観計画の改正）
沿道景観形成重点地区の指定

- ・JR 桜井線から大和郡山市との市境までの区間（延長：約 3.3km）の道路から両側 10m の範囲を県道木津横田線（南部区間）沿道景観形成重点地区に指定し、区域内のすべての建築行為等を届出制により景観形成を図る。
- ・南側の市街化調整区域の区間は「自然型」、その他の区間（いずれも市街化区域）は「市街地型Ⅱ（緑化推進型）」とし、各景観形成基準を適用する。

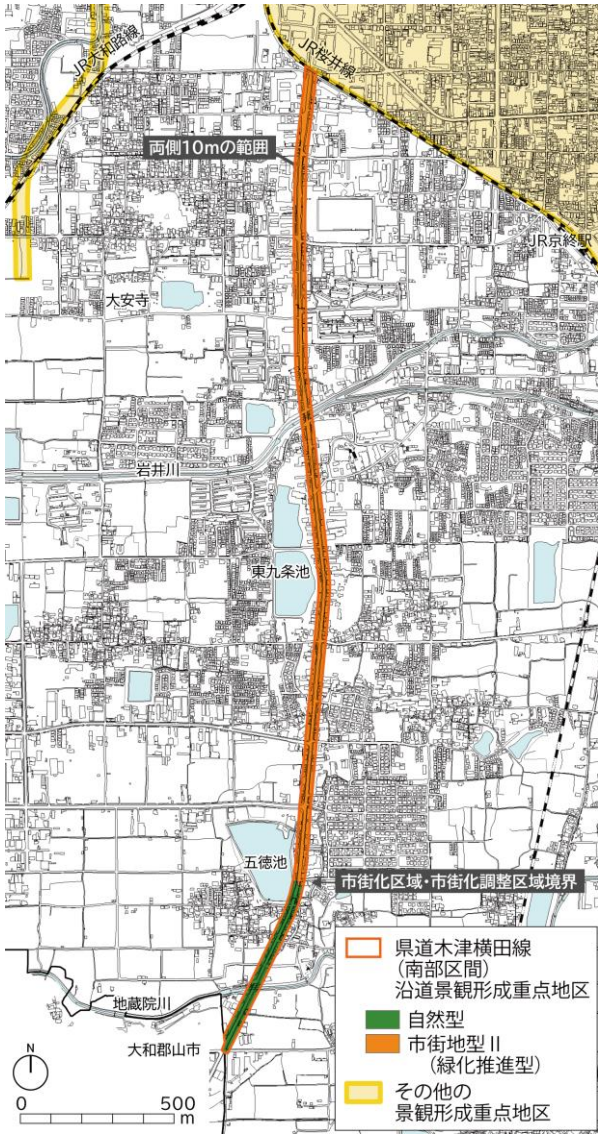


図3 県道木津横田線(南部区間)沿道景観形成重点地区

沿道の屋外広告物の景観誘導

（奈良市屋外広告物等に関する条例に基づく屋外広告物規制の改正）
第3種特別許可地域への変更

- ・県道木津横田線（南部区間）のうち、現在の規制が第4種禁止地域である区間は現状を維持した上で、現在の規制が一般地域である区間を第3種特別許可地域に変更する。
- ・県道木津横田線（南部区間）では、のぼりの乱立が大きな課題であるため、当該区間についてのみ、第3種特別許可地域の基準に「のぼりは全高 2 m 以下、のぼり間距離 5 m 以上」を追加する。

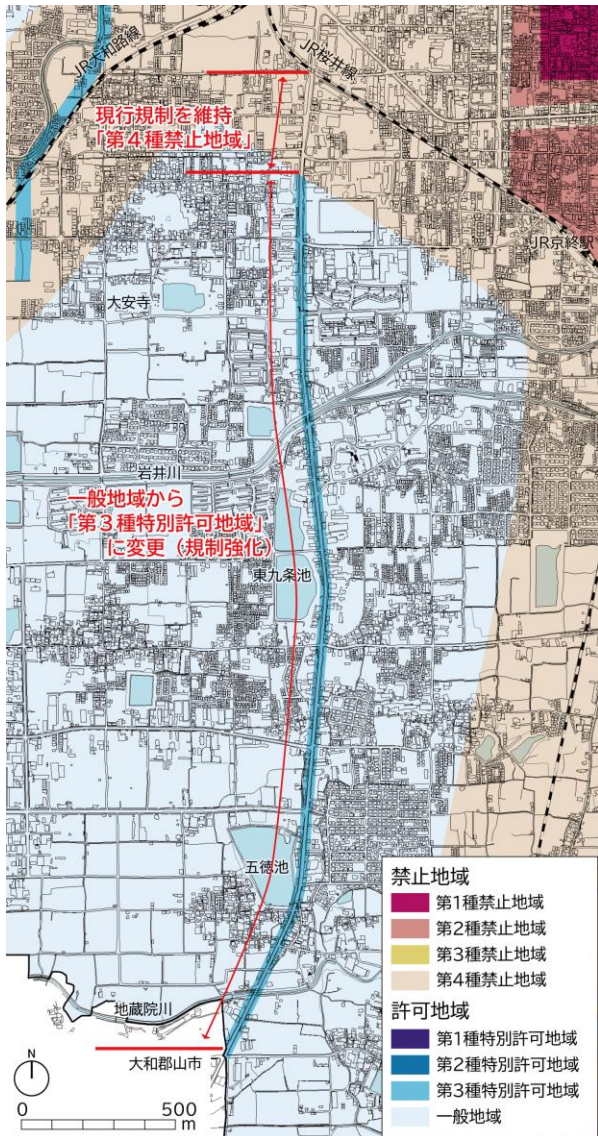


図4 屋外広告物規制図